

人権擁護委員制度をご存知ですか

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です

「人権」とは、「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、住民の皆さんが人権の侵害を受けることのないよう絶えず見守り、もし、人権が侵害されたときには、その相談相手となったり法務局と連携して事実関係の調査を行うなど、人権を侵害された人の人権救済を図ることを使命としています。また、住民の皆さんがお互いの人権を尊重する心を育み、差別のない明るい社会を築くための様々な人権啓発活動も行っています。

家庭や職場、地域社会などにおいて、同和問題等の差別・セクハラ・DV・いじめ・児童虐待等人権に関する困りごとや心配ごとがございましたら、お気軽に法務局又は人権擁護委員にご相談ください。無料・秘密厳守で相談に応じます。なお、高知県内では198名の人権擁護委員が各地域で活動しています。

*町内の人権擁護委員は、次の方々です。

氏名	担当地域
杉本 寛子	いの町伊野地区
尾 千秋	〃 〃
西川 田鶴子	〃 〃
楠 源博 邦	〃 〃
宮内 信子	〃 〃
高瀬 科子	〃 〃
岡井 鷹雄	〃 吾北地区
曾我 定子	〃 〃
岡林 瑞子	〃 本川地区
伊東 尚毅	〃 〃

*人権擁護委員無料相談のご案内(10時~15時)

地区	今月の相談日	開催場所
吾北	6月10日(金)	吾北中央公民館
伊野	6月15日(水)	伊野公民館

法務局相談窓口・問い合わせ先

(祝休日を除く月曜日から金曜日まで 受付8:30~17:00)

高知地方法務局いの支局(いの町1290-4) 893-0343

戦没者等のご遺族の皆様へ 第8回特別弔慰金が支給されます

対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公的扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人。

- 1、弔慰金の受給権者
- 2、戦没者等の子
- 3、①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

- 4、右記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- 5、右記1から4以外の三親等内の親族
(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)

支給内容

額面40万円、10年償還の記名国債

請求期間

平成17年4月1日

平成20年3月31日

請求窓口

福祉課

(すこかセンター伊野内)

戦没者慰霊巡拝のお知らせ

次の地域で、戦没者のご遺族の方を対象に慰霊巡拝が行われます。

対象地域

川ソ連、モンゴル、中国東北地区、マリアナ諸島、フィリピン、トラタック諸島、ビスマーク・ソロモン諸島、硫黄島

選考基準

健康状態が良好で、原則として80歳以下の方
(当該戦域を一度も訪れたことがない方を優先)

巡拝地域、実施時期、所要経費など詳しいことの問い合わせ先

高知県保健福祉課

☎823-9662

福祉課

☎893-3810

旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸軍海軍従軍看護婦の皆様へ 内閣総理大臣名の書状を贈呈します

先の大戦において、外地等(争変地の区域又は戦地の区域)に派遣され、戦時衛戍勤務に服された旧日本赤十字社救護看護婦及び旧陸軍従軍看護婦の方(慰労給付金受給者を除く)に対して、その御労苦に報いるため内閣総理大臣の書状を贈呈しております。
請求期限が、2年間延長され、平成19年3月21日までとなりました。

ご本人又はご家族などからのご連絡をお待ちしております。
問い合わせ先
〒100-8926
東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番地2
中央合同庁舎2号館8F
総務省大臣官房管理室
業務担当

☎03-5253-5182

☎03-5253-5190